

法務少年支援センターについて

少年鑑別所は、法務省所管の国立の施設です。昭和24年1月に施行された現行少年法に基づき、家庭裁判所の審判が予定されている非行少年を収容しながら、その少年が非行に至った原因を解明したり、その少年が更生するのに適した処遇方法を検討したりし、その結果を家庭裁判所に提出するという業務を行ってきました。

こうした業務のかたわらで、地域の一般の方から寄せられる心理相談にも応じ、特に、非行や家庭内暴力、素行不良、不登校など、思春期の子どもに見られがちな問題行動でお困りの保護者の方や学校の先生からのご相談をお受けしてきました。

そして、平成27年6月に施行された少年鑑別所法では、非行臨床の専門機関としての知識や技術を、地域社会における非行や犯罪の防止に役立てるよう「地域援助」を行うことが定められ、以後、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という看板を掲げ、地域の一般の方々からのご相談を一層積極的にお受けするように努めました。



●交通案内

- ・バス JR函館駅前バスターミナルから函館バス⑥系統（日吉営業所行き）を利用。人見町バス停で下車
- ・タクシー JR函館駅から約15分



〒042-0944 函館市金堀町6-15
電話:0138 (51) 5652 (代表)



法務省矯正局



心理相談のご案内

保護者の方へ



このシンボルマークは、「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味をこめたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

法務少年支援センターはこだて

相談専用ダイヤル
0138 (30) 7877
月～金曜日（祝日を除く）
9:00～16:30
（11:30～13:00を除く）

心理相談について

当センターは、青少年の抱える問題を中心にご相談に応じています。

よくあるご相談としては、例えば…

家庭内暴力

深夜はいかい

素行の悪い者との付き合い

万引き

違法薬物の使用

ひきこもり

不登校

などです。こうした問題に対して、ご本人やご家族の方と面接を行ったり、必要に応じて心理検査を行ったりしながら、問題解決への道すじを見つけていただけるよう、援助を行っています。



面接の様子（イメージ）

一般的なご相談の流れ

●受付

できるだけ電話で予約をおとりください。予約せずにお見えになった場合、長時間お待たせしたり、対応職員がいないために改めて来ていただくようお願いすることがあります。

●初回面接

初回の面接は、おおむね1時間程度かけて、ご相談したい内容やご家庭の状況、ご本人の学業や仕事の様子などについてお聞きします。

（内容によって他の相談機関をご紹介する場合があります。）

●援助方針設定

お聞きした情報をもとに、ご相談への対応方針や担当者を決めます。（当センター内で行いますので、ご参加は不要です。）

●2回目以降の面接

おおむね1時間程度かけて、お話をうかがいながら、問題解決に向けた方向性を一緒に探っていきます。すぐに解決への道すじが見つかる場合もありますが、回数を重ねていかなければならない場合もあります。

●ご本人との面接など

ご本人が当センターにお見えになることが可能であれば、必要に応じて、保護者面接と並行してご本人との面接を行ったり、心理検査を実施したりすることがあります。

ご相談に関するQ&A

Q.どのような職員が対応するのですか？

A.在所少年の処遇に携わる法務教官や心理学に関する専門的知識を有する法務技官が対応します。

Q.費用はかかりますか？

A.すべて無料でお受けしています。

Q.電話のみの相談はできますか？

A.可能ですが、実際に来ていただいた方がスムーズなやりとりが行えるため、できるだけ来所することをお勧めします。

Q.都合により、急におうかがいできなくなりました。どうすればいいですか？

A.お電話でご連絡ください。別途予約を取り直していただければ差し支えありません。

